

大和市告示第14号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、大和市手数料条例（昭和26年大和町条例第9号）別表、証明書、写しの交付及び閲覧関係の表第1号及び第6号（住民票の写しの交付手数料に限る。）に掲げる手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成28年2月3日

大和市長 大 木 哲

- | | |
|-----------|----------------------------|
| 1 受託者の名称 | 地方公共団体情報システム機構
理事長 西尾 勝 |
| 2 受託者の所在地 | 東京都千代田区一番町25番地 |
| 3 委託期間 | 平成28年1月15日から同年3月31日まで |